

慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート内センターおよびプロジェクト内規

2023年10月6日制定

2024年11月1日改正

2025年4月1日改正

(趣旨)

第1条 慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート(以下「KGR I」という。)
規程第3条2項に定める「KGR I事業一覧」並びに第4条3項に定めるKGR I内センター(以下、「センター」という。)及びプロジェクトの運営等については、この内規に定める。

(目的)

第2条 ① センターは、慶應義塾大学における先導的かつ分野横断的・総合的な研究教育を行うことを目的とする。
② プロジェクトは、前項と同じ目的としながらも、より機動的な研究活動を可能にする体制とする。

(業務および運営)

第3条 ① KGR Iは、前条の目的を達成するため次の業務を行う。
1 センターおよびプロジェクトの設置・管理・評価・改廃
2 センターおよびプロジェクトによる研究活動・研究成果の発信等の支援
3 その他目的達成のために必要な業務
② 次の事項については、KGR I所長の発議により、KGR I運営会議において審議されることを要する。
1 KGR I内センターおよびプロジェクト運営の基本方針に関する事項
2 センターおよびプロジェクトの設置・評価・改廃に関する事項
3 内規の整備に関する事項
4 その他必要と認める事項

(センター設置)

第4条 ① センターの設置を希望する研究組織は、研究組織の代表者を申請者として、KGR I運営会議へ、所定の設置申請書を提出する。
② 研究組織の代表者は、専任教員とする。なお、医学部については、教員(有期・医学部)のうち、特に部門長が必要性を認めた場合には、代表者となることができる。
③ センターは、第2条第1項の目的を達成するため、複数の研究者による有機的な組織

でなければならない。

- ④ センターは、事業資金計画が明確でなくてはならない。資金規模は、研究計画、組織の大きさに対し適正なものとする。センター設置期間においては、原則として研究費の直接経費として年額3,000万円以上であることを条件とする。ただし、設置開始が年度途中である場合、設置月を含めた年度末までの残り月数に応じて、年額3,000万円の月額相当（250万円）に初年度の設置月数を乗じた金額を資金規模の条件とすることができる。
- ⑤ 前項の定めにもかかわらず、次年度以降の資金規模については、申請時点までの資金の継続状況、継続に向けた交渉状況などを考慮し、当該年度までに資金が確保できると合理的に判断される場合には、設置期間に参入することができる。
本条における設置期間においては、第4条4項のただし書きを含むものとする。
- ⑥ センター設置の可否については、K G R I 運営会議で審議し、決定され、K G R I 本部会議で報告される。

（スタートアップ設置）

第5条 K G R I 運営会議は、第4条第4項に関わらず、近い将来外部資金を得て本格的な研究教育活動を行うための明確な計画を持ち、実績を積み、その準備をするため拠点の設置を認めることがある。これをスタートアップセンターと呼ぶ。

（センター構成員）

- 第6条 ① センターに、センター長を1名置かなければならない。
- ② センター長は、第4条第1項に定める代表者とし、センターを代表とし、その業務を統括する。
 - ③ K G R I 所長は、センター長に当該センターの運営に関する権限の一部を委任することができる。
 - ④ センター長を変更する場合は、所定の変更申請書をK G R I 運営会議に提出し、承認されなければならない。
 - ⑤ センターに所員を置かなければならない。所員の詳細については、別に定める。
 - ⑥ センター長は原則として複数のセンター長を兼ねることはできない。センターの運営に支障のない範囲で、他のセンターの所員となることはできる。

（センター運営委員会）

- 第7条 ① センターは、センターの運営に関する委員会（以下、センター運営委員会）という。）を置かなければならない。
- ② センター運営委員会の名称、構成、運用方法については、センターにおいて定めるものとする。

- ③ センター運営委員会では、次の各号を取り扱うものとする。
- 1 センター運営の基本方針に関する事項
 - 2 センターの事業計画に関する事項
 - 3 センターの事業報告に関する事項
 - 4 センターの人事に関する事項
 - 5 センターの予算・決算に関する事項
 - 6 センターの外部研究資金受け入れに関する事項
 - 7 センターの広報に関する事項
 - 8 センターのコンプライアンスおよびリスクマネジメントに関する事項
 - 9 その他必要と認める事項
- ④ センター運営委員会は、必要に応じてセンター内に別途委員会等を設置し、業務の一部を付託することができる。
- ⑤ スタートアップセンターは、人事的な任用を行わない場合、センター長の責任において、センター運営委員会を置かないことができる。

(センターの義務)

- 第8条 ① センターは、K G R I 運営会議の求めにより、可能な範囲でK G R I 運営に協力しなければならない。
- ② スタートアップセンターは、前項の義務を一部免除されることがある。

(センターの設置期間と継続更新)

- 第9条 ① 申請時におけるセンターの設置期間は、1年以上5年以内とする。
- ただし、次年度の事業計画書提出時に年額3,000万円の活動資金が確保されていない場合は、センターはその年度をもって廃止とする。
- ② スタートアップセンター設置期間は、6ヶ月以上2年以内とし、その期間内に第4条に定めるセンター設置条件を充足しない場合には、速やかに廃止しなければならない。また、準備のための実質的な活動が認められない場合も、速やかに廃止するものとする。
- ③ センターの活動を設置期間以降も継続することが望ましく、かつ、活動が可能である場合には、期間満了の2ヶ月前までに、継続の申請を行い、第4条と同様の手続きにより継続の可否を決定する。ただし、設置期間は合計で原則として10年を超えることはできない。
- ④ 前項に関わらず、スタートアップセンターは、計画された資金が得られた場合は、改めてセンターを継続設置することとし、スタートアップ設置期間は、前項に定める全体の設置期間期間に含めない。

(プロジェクト設置)

- 第10条 ① プロジェクトの設置を希望する研究組織は、研究組織の代表者を申請者として、KGR I 運営会議へ、所定の設置申請書を提出する。
- ② 研究組織の代表者は、専任教員とする。ただし、特区特任教員、特別特区特任教員においてはその限りではない。
- ③ プロジェクトは、先導的・分野横断的な研究教育を行うことを原則とし、学部・研究横断的な複数の研究者による有機的な組織であることが望まれる。
- ④ プロジェクトは、事業資金計画が明確でなくてはならない。資金規模は、研究計画、組織の大きさに対し適正なものとする。プロジェクト設置期間においては、原則として研究費の直接経費として年額 200 万円以上の活動資金が確保される見込みであることを条件とする。ただし、設置開始が年度途中である場合、設置月を含めた年度末までの残り月数に応じて、年額 200 万円の月額相当 (17 万円) に初年度の設置月数を乗じた金額を資金規模の条件とすることができる。
- ⑤ プロジェクト設置の可否については、KGR I 運営会議で審議し、決定され、KGR I 本部会議で報告される。

(プロジェクト構成員)

- 第11条 ① プロジェクトは、研究代表者がプロジェクトを代表し、その業務を統括する。
- ② KGR I 所長は、研究代表者に当該プロジェクトの運営に関する権限の一部を委任することができる。
- ③ プロジェクトの代表者を変更する場合は、KGR I 運営会議に届出し、承認されなければならない。
- ④ プロジェクトに所員またはプロジェクトメンバーを置かなければならない。所員の詳細については、別に定める。
- ⑤ プロジェクトの研究代表者はプロジェクトの運営に支障のない範囲で、KGR I 内の他のプロジェクトの研究代表者または所員となることができる。

(プロジェクトの設置期間と継続更新)

- 第12条 ① 申請時におけるプロジェクトの設置期間は単年度内とする。
- ② プロジェクトの活動は設置期間以降も継続することが望ましい。年額 200 万円以上の活動資金が確保され、かつ、活動が可能である場合には、原則として期間満了の2ヶ月前までに、継続の申請を行い第10条と同様の手続きにより継続の可否を決定する。

(施設)

- 第13条 センターまたはプロジェクトの活動に必要な施設については、原則として、当該センター・プロジェクトの責任において確保・運営することとする。

(センター・プロジェクト名称の使用)

- 第14条 ① 塾内外でセンターまたはプロジェクトの名称を使用する場合には、設置申請時の和文名、英文名を使用することとする。
- ② センター・プロジェクトは、K G R I の名を付すことなく、「慶應義塾大学＋当該センター・プロジェクト名称（和文）」と表記することができる。ただし、ホームページなどで広報する場合は、K G R I のもとに設置されたことを付記することとする。
- ③ センター・プロジェクトの正式名称は、「慶應義塾大学グローバルインスティテュート＋当該センター・プロジェクト名」とする。

(事業報告と事業計画)

- 第15条 ① センターは、K G R I 運営会議に対し、1年に1度、所定の事業報告書（資金状況、研究活動報告含む）を提出し、承認を得るものとする。
- ② 設置期間が複数年度に及ぶセンターは、次年度分についても所定の事業計画書（資金計画、研究計画含む）をK G R I 運営会議に提出し、前年度3月末までに承認を得ることとする。
- ③ 前項の定めに関わらず、センター・プロジェクトは、K G R I 所長の求めがある場合、活動状況および事業計画について報告・説明しなければならない。

(センター・プロジェクトの改廃)

- 第16条 ① 設置期間が満了し、継続の申請がないセンター・プロジェクトについては、終了とする。また、センターについては第4条第5項但し書きで定める場合に該当した場合は廃止とする。
- ② センター・プロジェクトは、資金計画その他の事情により、設置申請書、または、事業計画書で計画された活動が困難になったと思われる場合、速やかに組織、または、事業計画の改変を行うか、廃止しなければならない。
- ③ センター・プロジェクトは、活動の進展に必要と思われる場合、発展的に組織、または、事業計画の改変をすることができる。
- ④ センターの活動内容の変更および設置期間中の廃止にあたっては、センターは所定の変更申請書、または、廃止申請書をK G R I 運営会議へ提出し、承認を得なければならない。ただし、第1項の場合はこの限りではない。
- プロジェクトの活動内容の変更および設置期間中の終了にあたっては、変更の届出、または、終了の届出をK G R I 運営会議へ提出し、承認を得なければならない。
- ⑤ K G R I 運営会議が、センター・プロジェクトが以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、K G R I 所長は、センター長・プロジェクト代表者へセンター・プ

プロジェクトの改廃を勧告することができる。

- 1 資金計画の未達成など諸事情により、実体的な研究活動が行われていないか、行い難いと思われる場合
 - 2 センター・プロジェクトの申請目的と著しく異なる活動や不適切な活動である場合
 - 3 提出したセンター・プロジェクト設置申請書、または、事業計画書に定める研究成果を達成できる見込みがない場合
- ⑥ センター・プロジェクトが、前項の勧告にも関わらず活動の改善が見込めないと思われる場合、K G R I 所長の発議に基づき、K G R I 運営会議にて、センター・プロジェクトの廃止を決定することができる。
- ⑦ センター・プロジェクトの改廃があった場合、K G R I 本部会議に報告しなければならない。

(適用)

第 17 条 センター・プロジェクトの設置・運営・改廃に関して、この内規により難しい場合は、K G R I 運営会議の決定による。

(経理)

- 第18条 ① センター・プロジェクトの経理は「慶應義塾経理規程（昭和46年2月15日制定）」の定めるところによる。ただし、「慶應義塾資金執行マニュアル」の定めに該当するものは、当該規則、関連規則およびガイドライン等に従う。
- ② センター・プロジェクトの設置、運営、改廃、研究活動その他事業に係る資金は、原則として、当該センター・プロジェクトが外部から受け入れた資金を原資に行うこととする。ただし、スタートアップセンターはこの限りではないが、センターの責任において資金を準備するものとする。
- ③ センターは、原則として原資となる外部資金について、入金があるまで支出することができない。ただし公的資金については、「慶應義塾資金執行マニュアル」に従い、内定通知、または、契約締結日の日から支出を行うことができる。

(内規の改廃)

第 19 条 この内規の改廃は、K G R I 運営会議の議を経て担当常任理事が決定する。

附 則

- ① この内規は、2023 年 10 月 6 日から施行する。
- ② 慶應義塾大学グローバルサーチインスティテュート内センターに関する内規は、この内規の施行をもって廃止する。

附 則（2024 年 11 月 1 日）
この内規は，2024 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（2025 年 4 月 1 日）
この内規は，2025 年 4 月 1 日から施行する。